

立川市第2次一般廃棄物処理基本計画

令和7(2025)年度～令和16(2034)年度

概要版



令和7(2025)年

立川市

第1章 計画の基本事項

1. 計画の背景と目的

平成 27(2015)年に策定し、令和 2(2020)年に改定された「立川市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）」では、「ごみの排出量を約 30%減」、「燃やせるごみの量約 50%減」、「資源化率約 45%」、「埋立量 0t/年の継続」等を目標に掲げ、ごみの減量と分別・リサイクルの徹底を進めてきました。その後、長年の課題であった清掃工場の移転が完了し、旧清掃工場に代わり、クリーンセンターたちむにいが令和 5(2023)年 3 月から本格稼働を始めました。

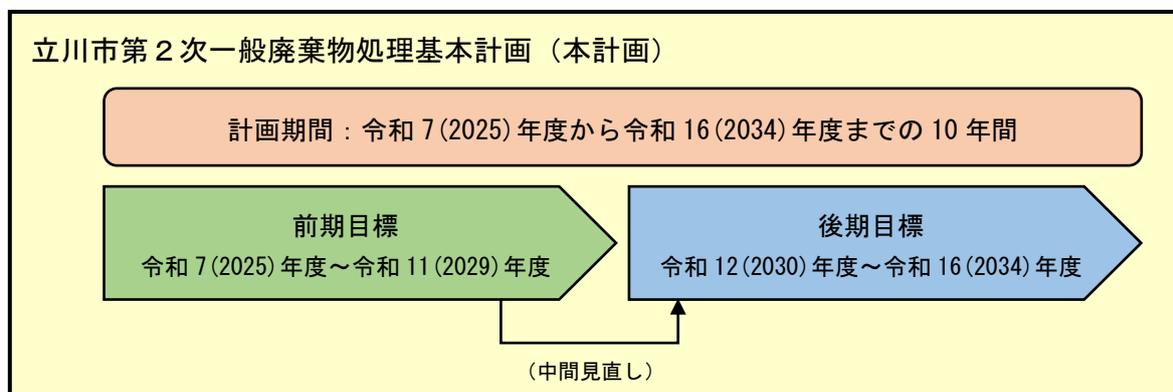
一方、近年の国内外の社会情勢をみると、脱プラスチックや食品ロス削減に対する意識の向上と、それぞれに対するさまざまな取組への発展など、大きな変化が起きています。

このような状況の中、本市では、前計画の目標の達成状況と施策の進捗・評価を踏まえ、今後 10 年間にわたってごみの減量と分別・リサイクルをさらに推進するための取組などについて検討を行い、「立川市第 2 次一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

2. 計画期間と目標年度

本計画の計画期間は、令和 7(2025)年度から令和 16(2034)年度までの 10 年間とし、前期・後期それぞれの目標を設定します。

なお、基準年度（削減目標などの数値目標に対して基準となる年度）は、令和 5(2023)年度とします。



3. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市の行政区域のうち、横田基地の一部を除く区域から発生する生活排水を含む一般廃棄物*とします。

* 一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれます。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれます。

第2章 ごみ処理基本計画

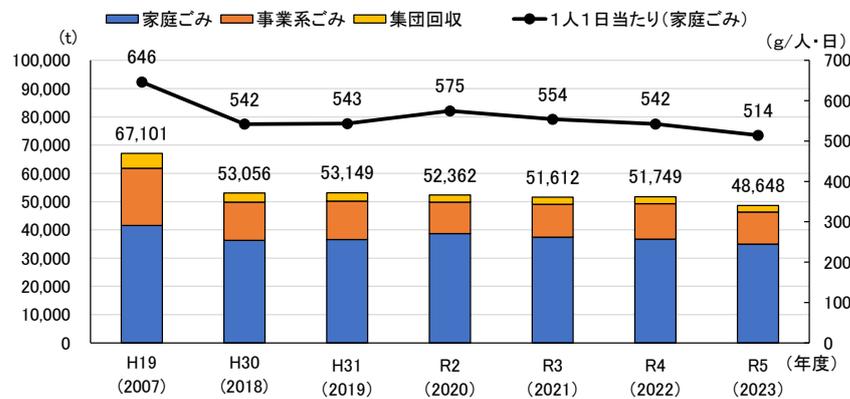
1. ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理の現状

① ごみ排出量

本市のごみ排出量は、平成 25(2013)年 11 月からの家庭ごみ有料化の効果により翌年度のごみ量が減少しましたが、それ以降は、増減を繰り返しながら家庭ごみはほぼ横ばい、事業系ごみは微増の状態が続いていました。令和 2(2020)年度は、家庭ごみが増え事業系ごみが減少しました。これは新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛によって、オフィス等での人の活動が減り、家庭内で過ごす時間が増えたためとみられます。令和 5(2023)年度は、家庭ごみ、事業系ごみとも前年度より大きく減少しました。

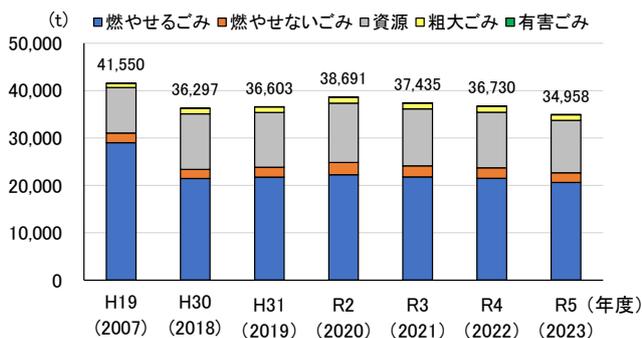
令和 5(2023)年度の家庭ごみの市民 1 人 1 日当たりの排出量は 514g/人・日で、令和 2(2020)年度以降減少が続いています。



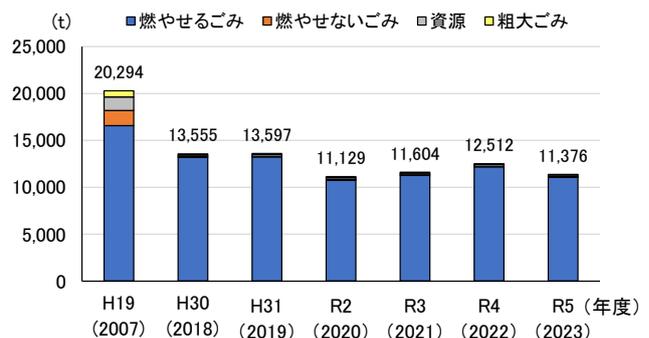
ごみ排出量（排出者別）の推移

種類別にみると、家庭ごみの約 6 割が燃やせるごみであり、次いで資源が約 3 割となっています。家庭の燃やせるごみは、平成 25(2013)年度の家庭ごみ有料化で減少した後、微増傾向にありましたが、令和 2(2020)年度をピークにそれ以降は減少しています。

事業系ごみは、そのほとんどが燃やせるごみであり、年度により増減がありますが、令和 5(2023)年度は令和 2(2020)年度に次ぐ少ない排出量でした。



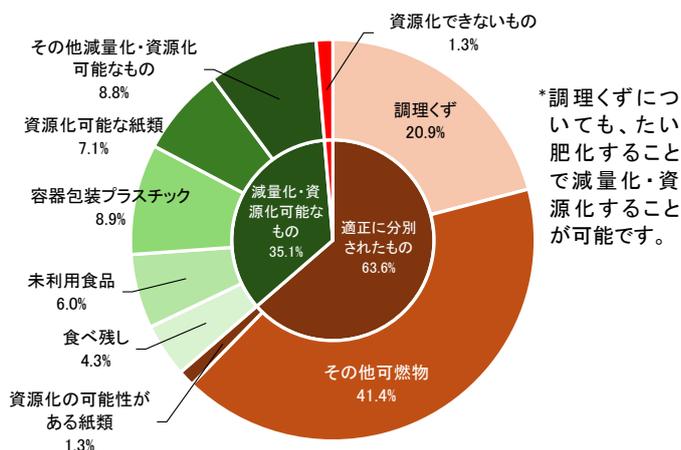
家庭ごみ排出量（種類別の推移）



事業系ごみ排出量（種類別の推移）

② 燃やせるごみの中身（家庭ごみ）

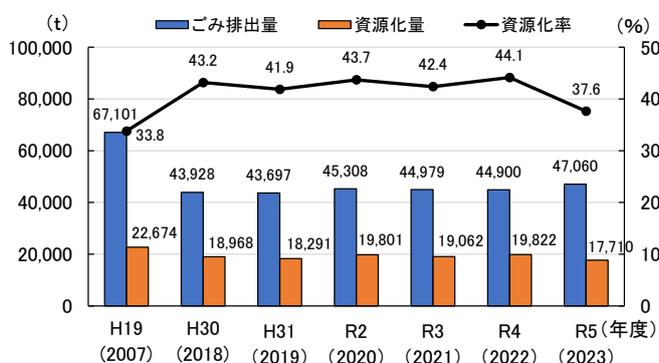
ごみ組成分析調査結果（家庭の燃やせるごみ）によると、適正に分別されていた割合は約 64%で、容器包装プラスチック、紙類など減量化・資源化可能なものが約 35%ありました。また、減量化・資源化可能なものには、本来食べられるにもかかわらず捨てられたもの（食品ロス）が約 10%も含まれていることがわかりました。



ごみ組成分析調査結果（令和6（2024）年度）
（家庭の燃やせるごみ）

③ 資源化量・資源化率

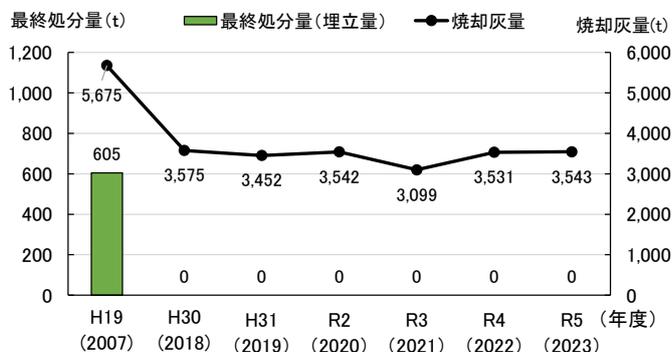
資源化量は、20,000t 前後で推移してきましたが、令和5（2023）年度は外部委託分の一時的な減少により、17,710t と大きく減少しました。このため、資源化率は、令和5（2023）年度に 37.6%へと低下しました。



資源化量と資源化率の推移

④ 最終処分量

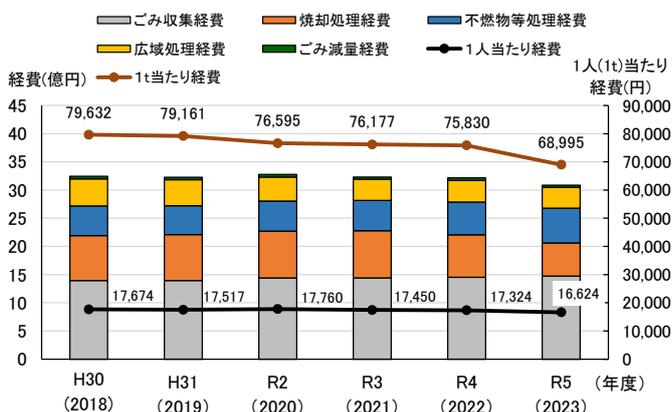
本市では、焼却灰の全量をエコセメント化施設に搬入しエコセメントの原料として再利用しており、平成 27(2015)年度以降最終処分量（埋立量）ゼロを継続しています。



最終処分量と焼却灰量の推移

⑤ ごみ処理経費

令和5（2023）年度の市民 1 人あたりのごみ処理経費は 16,624 円で、平成 26(2014)年度以降ほぼ横ばいとなっています。ごみ 1 t 当たりの経費は 68,995 円で、平成 30(2018)年度以降減少傾向にあります。



ごみ処理経費の推移

(2) 前計画の目標達成状況

① 前計画の数値目標の達成状況

ごみの排出量は削減が進んでいるものの、前計画の目標は未達成となっています。

前計画の数値目標の達成状況

目標	令和6(2024)年度 目標	目標達成状況 (令和5(2023)年度時点)	評価
1. ごみ排出量(民間処理施設搬入分を含む) を約30%減らす【排出抑制の推進】	41,660 t/年	46,334 t/年	未達成
2. 燃やせるごみ量を約50%減らす 【焼却処理量の削減】	22,483 t/年	30,094 t/年	未達成
3. 資源化率を約45%にする 【リサイクルの向上】	約45%	37.6%	未達成
4. 埋立量0t/年を継続する 【ゼロエMISSIONの継続】	0 t/年	0 t/年	達成
5. ごみ処理施設の稼働率を100%にする 【安定したごみ処理の継続】	100%	クリーンセンター100% 総合リサイクルセンター100%	達成

(3) ごみ処理の主な課題

① 適切な分別の徹底

ごみ組成分析調査結果をみると、家庭ごみ、事業系ごみとも、分別区分どおりに排出されていないごみが一定割合混入しています。また、ごみの中に資源化可能なもの(紙類、容器包装プラスチック、製品プラスチック、缶、びん等)や、減量化可能なものが多く含まれています。さらには、小型充電式電池などの不適切な分別による火災事故発生の恐れもあります。

② 市民意識の向上

市民アンケート(令和5(2023)年度)の結果を平成30(2018)年度と比較すると、「マイバッグを持参する人」の割合は上昇したものの、他の取組の実施率は向上していません。

③ 食品ロスの削減

燃やせるごみの中には、本来食べられるにもかかわらず捨てられた未利用食品や食べ残し(食品ロス)が約10%含まれており、膨大な量の食品がごみとして廃棄されています。



燃やせるごみ含まれていた未利用食品

④ プラスチックの資源循環促進

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に対応し、プラスチックの資源循環を促進する必要があります。

2. 基本方針と目標

(1) 施策の基本方針

本計画では、市民・事業者・市が協力して引き続き2R+R（発生抑制、再使用、リサイクル）に取り組むと同時に、バイオマスプラスチック等、再生可能な資源の活用を目指すことで、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指していきます。

基本方針1 資源循環の推進

前計画における市民・事業者・市の取組により、ごみの排出量は大幅に削減されました。

一方で、排出されたごみの中には、依然として廃棄された食品や適切に分別していれば資源となった紙類、プラスチックなどが混入しています。限りある資源を有効活用し、できる限り循環させて廃棄されるものを減らし、環境への負荷を低減させることが求められます。

このため、市民・事業者・市の協働による様々な取組を通じて、資源循環を推進します。

基本方針2 家庭ごみ減量の促進

広報たちかわ、市ホームページや説明会などを通じて、ごみ排出量の推移や処理の実態等を伝え、家庭ごみの2R+Rを促進します。また、分別の目的と具体的な方法を周知し、安定した家庭ごみの収集に努めるとともに、AIの活用等、効率的な収集方法について検討します。

基本方針3 事業系ごみ減量の促進

許可業者及び排出事業者に対するごみ発生抑制の働きかけや、食品ロス対策及び分別・リサイクルの促進のほか、食品関連事業者をはじめ、食品リサイクルの推奨等により、事業系ごみの減量を促進します。

また、市施設への搬入動向を把握し、安定した事業系ごみの収集に努めます。

基本方針4 資源と燃やせないごみの安定した適正処理

市民や事業者に対し、小型充電式電池や有害ごみの適切な排出方法を周知することで収集・運搬時や中間処理時の事故を防ぎ、資源や燃やせないごみの安定した処理に努めます。また、収集・再商品化方法の見直しや総合リサイクルセンターの適切な維持管理により、資源化率の向上と安定した総合リサイクルセンターの施設運営に取り組んでいきます。

基本方針5 燃やせるごみの安定した適正処理と啓発の推進

クリーンセンターたちむには、令和5(2023)年3月から本格稼働を始め、安定的な運営とともに、環境学習の拠点として活用されています。

施設の安定的な運用のため、適切な維持管理に努めるとともに、市民や事業者に対しては、ごみ処理など環境に関する普及・啓発活動を推進します。また、焼却残さから製造されるエコセメントの利用促進などを継続して取り組んでいきます。

(2) 計画目標（数値目標等）

前計画の目標達成状況を踏まえ、今後実施する新たな施策と市民・事業者のさらなる削減努力を考慮して新たな数値目標を設定しました。

① 資源循環の推進

【数値目標】資源化率*を約43.5%にする。



*資源化率＝総資源化量／総ごみ排出量
(民間処理施設搬入分を含まない)

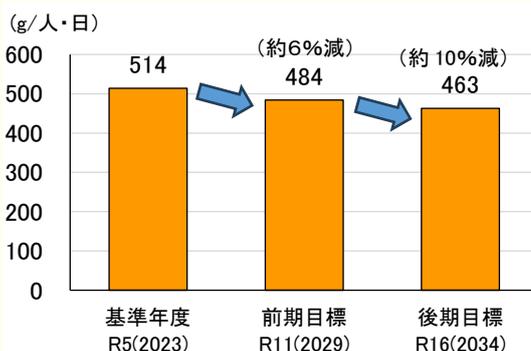
きちんと分別することで、ごみは資源に生まれ変わります。



指標	基準年度 令和5(2023)年度	前期目標 令和11(2029)年度	後期目標 令和16(2034)年度
総ごみ排出量(民間処理施設搬入分を含まない)	47,060 t/年	44,228 t/年 (約6%減)	41,869 t/年 (約11%減)
総資源化量	17,710 t/年	18,774 t/年 (約6%増)	18,224 t/年 (約3%増)

② 家庭ごみ減量の促進

【数値目標】市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量を約10%削減する。



1人1日当たり約51gのごみを減らしましょう。

(51gの目安)

- ・ごはん3分の1杯
- ・食パン8枚切り1枚
- ・じゃがいも3分の1個



指標	基準年度 令和5(2023)年度	前期目標 令和11(2029)年度	後期目標 令和16(2034)年度
家庭ごみ排出量	34,958 t/年	32,937 t/年 (約6%減)	31,254 t/年 (約11%減)
家庭の燃やせるごみ量	20,607 t/年	19,161 t/年 (約7%減)	17,956 t/年 (約13%減)
市民1人1日当たりの家庭の燃やせるごみ量	303 g/人・日	282 g/人・日 (約7%減)	266 g/人・日 (約12%減)

③ 事業系ごみ減量の促進

【数値目標】 事業系ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）を約 15%削減する。



飲食店での食べ残し削減、食品製造業や小売店での食品ロス削減、事業所での紙類の削減とリサイクルなどにより、ごみを減らす必要があります。



指 標	基準年度 令和 5 (2023) 年度	前期目標 令和 11 (2029) 年度	後期目標 令和 16 (2034) 年度
事業系の燃やせるごみ量 (民間処理施設搬入分を含む)	11,075 t/年	10,169 t/年 (約 8 %減)	9,414 t/年 (約 15%減)

④ 資源と燃やせないごみの安定した適正処理

【数値目標】 施設稼働率（総合リサイクルセンター）*100%を維持する。

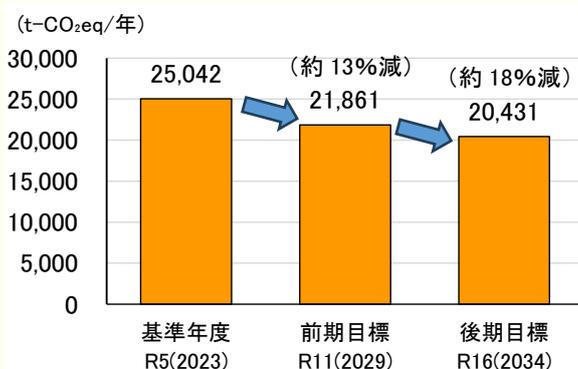
*総合リサイクルセンター稼働率=実稼働日数/計画稼働日数

⑤ 燃やせるごみの安定した適正処理と啓発の推進

【数値目標】 施設稼働率（クリーンセンターたちむにい）*100%を維持する。

*クリーンセンターたちむにい稼働率=実稼働日数/計画稼働日数

【数値目標】 ごみの焼却に伴い発生する温室効果ガスの排出量（CO₂換算）を約 18%削減する。



・燃やせるごみの中にプラスチックが混入していると温室効果ガスの排出量が増えます。
・ごみの焼却に伴い発生する温室効果ガスを削減するには、ごみの減量と、適切な分別が必要です。

指 標	基準年度 令和 5 (2023) 年度	前期目標 令和 11 (2029) 年度	後期目標 令和 16 (2034) 年度
焼却処理量	33,507 t/年	29,260 t/年 (約 13%減)	27,348 t/年 (約 18%減)

3. 目標達成に向けた施策展開

基本方針に基づき、以下に示す施策を展開し、目標の達成を目指します。

基本方針	施策	区分	
資源循環の推進	① プラスチックの資源循環の促進	新規	
	② 「ごみってなあに？」や「広報たちかわ」等による立川市第2次一般廃棄物処理基本計画の内容や「市民1人1日当たり」等の目標の周知	継続	
	③ 「広報たちかわ」や市ホームページを通じたごみの分別やリサイクルに関する啓発	継続	
	④ 燃やせるごみ組成分析調査の継続	継続(統合)	
	⑤ リユース品の利用促進(リサイクルショップ西砂の紹介等)	継続	
	⑥ ごみ減量協力員による地域のリサイクル推進活動の促進	継続	
	⑦ 資源循環モデルの検討	新規	
	⑧ 使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化の情報の収集	新規	
家庭ごみ減量の促進	家庭ごみの減量(2R)	① ごみのもとになるものを買わない・もらわないライフスタイルの提案	継続
		② 買ったもの・もらったものを長く使うライフスタイルの提案	継続
		③ マイバッグやマイボトル、リユース容器などに関する市民への利用促進	継続
		④ 生ごみ水切りの周知	継続
		⑤ 生ごみ処理機器等購入費補助金制度の継続	継続
		⑥ ベランダたい肥づくりの利用促進	継続
	家庭における食品ロス対策	① 食品ロスの削減についての啓発	改定
		② ごみ組成分析調査結果の活用	継続
		③ 生ごみ減量に配慮した調理方法の周知	継続
	家庭ごみの分別・リサイクルの推進	① 資源化可能な紙類の回収の促進	改定
		② 生ごみ分別・資源化事業の拡大	継続
		③ 水銀含有の有害ごみに関する市民への周知	継続
		④ 家庭ごみ分別基準の検討	継続
		⑤ 分別品目・収集曜日に関するわかりやすい表示方法の検討	継続
		⑥ 「たちかわごみ分別アプリ」の利用促進	継続
		⑦ 高齢者世帯への「資源とごみの分別ハンドブック」の常置	継続
	安定した家庭ごみの収集	① 在宅医療廃棄物の排出方法の周知	継続
		② 粗大ごみ収集のインターネット受付など	継続
		③ 低公害車の導入促進	継続
		④ 有料・戸別収集の安定的な運用	継続
		⑤ 資源の持ち去り対策	新規
		⑥ ごみ処理手数料の見直しの検討	新規
		⑦ ごみ出しが困難な世帯を支援する事業の周知	改定
	市民への普及・啓発/情報提供	① 世代に応じた周知方法の検討	継続
② 資源とごみの臨時相談窓口や地域説明会等の開催		継続	
③ ごみ減量情報紙「西砂からの風」の発行		継続	
④ たちむにいフェスタや環境フェア、たちかわ楽市などへの出展		継続	

(各施策の区分について)

【新規】第2次計画で新たに追加した施策

【継続】基本的に前計画の施策を継続するもの

【改定】前計画の施策を一部変更・見直しするもの

【統合】前計画の施策で類似したものを統合したもの

基本方針	施策		区分
事業系ごみ減量の促進	事業系ごみの減量(2R)	① ごみを出さない職場環境づくりの提案	継続
		② 厨芥類の水切りの周知	継続
	食品ロス削減に向けた取組の充実	① 食べきり協力店によるたちかわ食べきりキャンペーンの継続	継続
		② 「てまえどりPOP」の継続	改定
		③ フードシェアリングサービスの充実	新規
		④ 立川商工会議所や立川市商店街振興組合連合会との連携による啓発	継続
	事業系ごみの分別・リサイクルの推進	① 搬入物検査の継続と指導の徹底	継続
		② 紙類の分別・リサイクルの促進	継続
		③ 紙資源処理券の利用促進	継続
		④ 家庭ごみ分別基準を活用した少量排出事業者への分別指導	継続(統合)
		⑤ 小型充電式電池の販売店に対する店頭回収の促進と排出事業者への周知	継続(統合)
		⑥ 食品リサイクルの推奨	継続
	安定した事業系ごみの収集	① 市内の民間処理施設への燃やせるごみ搬入量の把握	継続
		② 本市以外の民間処理施設への燃やせるごみ搬入量の把握	継続
		③ ごみ処理手数料の見直しの検討	継続
	事業者への普及・啓発/情報提供	① ごみ処理優良事業所認定制度の継続	継続
		② 多量排出事業者訪問指導の充実	継続
③ 許可業者との協働		継続	
④ 「事業系ごみの減量とリサイクルの手引き」や市ホームページを活用した啓発		継続	
資源と燃やせないごみの安定した適正処理	① 安全・安心で安定した立川市総合リサイクルセンターの運営	改定	
	② 小型充電式電池や有害ごみの適切な排出方法の周知	改定(統合)	
	③ 新たなリサイクル品目の検討	継続	
燃やせるごみの安定した適正処理と啓発の推進	① 安全・安心で安定した立川市クリーンセンターたちむにいの運営	改定	
	② 立川市クリーンセンターたちむにいにおける普及・啓発活動の推進	新規	
	③ エコセメントの利用促進	継続	
	④ 焼却残さの減量	継続	
	⑤ 温室効果ガス排出量の削減	新規	

(各施策の区分について)

【新規】第2次計画で新たに追加した施策

【継続】基本的に前計画の施策を継続するもの

【改定】前計画の施策を一部変更・見直しするもの

【統合】前計画の施策で類似したものを統合したもの

4. 計画の進行管理

(1) PDCA サイクルによる進行管理

本計画の数値目標を達成するためには、進捗状況を毎年検証し、その進捗と社会情勢の変化に応じた施策の見直しや新規事業の検討が必要です。そのため、本計画の改定(Plan)に続く、施策の実施(Do)、結果の点検・検証(Check)、施策の見直し(Act)の PDCA サイクルにより施策の進行管理を行います。

(2) ごみ市民委員会による継続的な点検・検証・見直し

本計画の数値目標を達成するためには、市民・事業者・市が協働し、各主体がそれぞれの役割を果たすことが求められています。市民公募や市民・事業者団体推薦などの委員により構成されるごみ市民委員会で数値目標や施策を点検・検証し、施策の見直しなどについて提言いただき、目標の達成を目指します。

第3章 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

本市では、昭和 30(1955)年度より公共下水道事業に着手し、平成 6(1994)年度に汚水処理人口普及率 100%を達成しています。しかしながら、下水道が整備されていても、一部の世帯及び事業所では下水道に接続しない状況にあり、令和 5(2023)年度現在、し尿汲取りは 81 世帯、浄化槽汚泥汲取りは 69 世帯の計 150 か所が残っているため、仮設トイレやビルピット汚泥の汲取りを除き、100%の水洗化を目指します。

2. 生活排水処理基本計画

(1) 処理の目標

汲取りや浄化槽のトイレの 100%水洗化を目指します。またそれまでの間については、近隣市との共同処理により、環境負荷が少なく、効率的な処理を行います。

(2) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の発生量の動向を見極めながら、安定的かつ効率的な収集・運搬体制を維持し、適切な業務遂行について収集運搬業者への指導に努めます。

(3) 中間処理計画

し尿・汚泥等の中間処理は、当面の間、湖南衛生組合での処理体制を継続します。



立川市第2次一般廃棄物処理基本計画 概要版

令和7（2025）年6月発行

発行 立川市

〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9

電話 042-523-2111（代表）

FAX 042-531-5800

ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 環境資源循環部ごみ対策課